

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	国民年金に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、個人情報特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクと軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

徳島市長

公表日

令和7年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	徳島市における国民年金事務は、国民年金法、国民年金法施行令、及び国民年金法施行規則、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則のほか、地方自治法に基づく「国民年金市町村事務処理基準」の定めるところにより行う。 特定個人情報ファイルは、上記法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下「番号法」という。）の規定に基づき、次の事務に使用する。 【国民年金市町村事務処理基準のうち】 ① 被保険者に関する事項 1 届書の受理 2 資格取得の届出 3 種別変更の届出 4 任意加入被保険者の資格取得の届出 5 資格喪失の届出 6 死亡の届出 7 任意脱退の届出 8 資格喪失の届出 9 氏名変更の届出 10 住所変更の届出 11 住所変更報告書 12 手帳の再交付の申請 13 日本国内に住所を有しない被保険者の届出 14 届書の送付又は報告 15 届書の再提出 ② 給付に関する事項および年金生活者支援給付金に関する事務 1 給付に関する請求書・申出書・届書又は申請書の受理裁定請求書の受付 2 現況届（または障害基礎年金・遺族年金所得状況連名簿）の受付 3 年金生活者支援給付金連名簿の受付 4 1～3の請求書等の送付 ③ 保険料に関する事務 1 申出書の受理 2 付加保険料納付の届出 3 付加保険料納付の辞退届出 4 付加保険料滞納等に伴う付加納付被保険者非該当 5 付加保険料納付該当の届出 6 付加保険料納付非該当の届出 7 中国残留邦人等の特例措置対象者該当の届出 8 保険料の免除に関する届出 9 保険料の免除理由消滅の届書 10 保険料免除及び若年者納付猶予の申請 11 保険料学生納付特例の申請 12 保険料免除及び若年者納付猶予の取消申請 13 納付特例不該当の届出 14 届書の送付又は再提出 また、この事務処理基準に定められたもの以外に、厚生労働大臣及び厚生労働大臣より事務委託を受けた日本年金機構との協議により、被保険者に関する協力連携事務を行う。
③システムの名称	国民年金システム、福祉年金台帳管理システム、個人・法人管理システム（宛名システム）、新窓口対応システム（庁内連携システム）

2. 特定個人情報ファイル名

国民年金関連情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の46の項、94の項、128の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2、第47条、68条の2
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	徳島市 総務部 総務課 情報公開担当 770-8571 徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152 徳島市 健康福祉部 保険年金課 庶務係 770-8571 徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5155
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	徳島市 健康福祉部 保険年金課 庶務係 770-8571 徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5155
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には5情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月4日	評価書名	市町村における国民年金に関する事務	国民年金に関する事務	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年3月4日	公表日	2015/3/30	2016/3/4	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年3月4日	I 関連情報 -1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	市町村における国民年金に関する事務	国民年金に関する事務	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年3月4日	I 関連情報 -3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の62の項 番号法別表第1の主務省令で定める命令第47条 番号法第9条第1項 別表第1の31の項、95の項 省令(未定)	番号法第9条第1項 別表第1の31、62、95の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、第47条	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年3月4日	I 関連情報 -5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険年金課長 野口 武夫	保険年金課長 川原 正樹	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年3月4日	II しいき値判断項目 -1.対象人数 評価対象の事務の対象人数は何らか	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年3月4日	II しいき値判断項目 -1.対象人数 いつ時点の計数か	平成26年4月1日時点	平成27年4月1日時点	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年3月4日	II しいき値判断項目 -2.取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	500人以上	500人未満	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年3月4日	II しいき値判断項目 -2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年4月1日時点	平成27年4月1日時点	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成30年7月11日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保険年金課長 川原 正樹	保険年金課長	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日公布)の様式改正に伴う記載内容の変更
平成30年7月11日	II しいき値判断項目 -1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成30年7月11日	II しいき値判断項目 -2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
令和1年6月26日	II しいき値判断項目 -1.対象人数 -2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
令和1年6月26日	IV リスク対策	—	項目の追加	事後	様式変更による
令和2年9月16日	II しいき値判断項目 -1.対象人数 -2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
令和3年9月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉部 保険年金課	健康福祉部 保険年金課	事後	重要な変更にあたらない(組織変更)
令和3年9月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	徳島市 保健福祉部 保険年金課 庶務係	徳島市 健康福祉部 保険年金課 庶務係	事後	重要な変更にあたらない(組織変更)
令和3年9月1日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの	徳島市 保健福祉部 保険年金課 庶務係	徳島市 健康福祉部 保険年金課 庶務係	事後	重要な変更にあたらない(組織変更)
令和3年9月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
令和3年9月1日	II しいき値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
令和4年9月9日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
令和4年9月9日	II しいき値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
令和5年9月6日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
令和5年9月6日	II しいき値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
令和6年9月16日	I 関連情報 -3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の31の項、62の項、95の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、第47条	番号法第9条第1項 別表の46の項、94の項、128の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める	事後	法令改正に伴う変更
令和6年9月16日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
令和6年9月16日	II しいき値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
令和7年9月1日	IV リスク対策 8 人手を介在させる作業	—	項目の追加	事後	様式変更による
令和7年9月1日	IV リスク対策 11 最も優先度が高いと考えられる対策	—	項目の追加	事後	様式変更による
令和7年9月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。
令和7年9月1日	II しいき値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務づけられない。